

公益法人制度改革に関する有識者会議

2003 年 12 月 16 日 中田裕康

公益法人制度の問題の概観

はじめに

公益法人制度の歴史

1890 年 旧民法公布

1896 年 現行民法典公布

1898 年 同施行

(民法の 2 面性)

- ・私人の公益的行為を積極的に評価する面
- ・私人の公益的行為を規制する面

(近年投げられてきた批判)

- ・優遇税制の下で実質的には私益又は共益を図っている公益法人がある。
- ・公益法人は「官の聖域」である。
- ・主務官庁の設立許可が厳しく、民間の公益的活動が制約されている。
- ・公益に関しない非営利団体の法人化の途をひらくべきである。

(原因)

- ・制度の硬直化・規制の強化
- ・行政システムの問題点の流入
- ・社会の変化や意識の変化

1996 年 閣議決定「公益法人の設立許可及び指導監督基準」

1998 年 「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」の申合せ

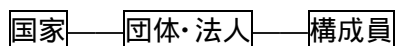
1998 年 NPO 法成立、施行(2003 年 10 月末現在 認証数累計 13,777 件)

2001 年 中間法人法成立(2002 年 4 月施行。2003 年 3 月末現在 291 法人)

公益法人制度の問題の構造

1 分析の方法

公益性のある非営利法人
非 営 利 の 法 人
非 営 利 の 団 体

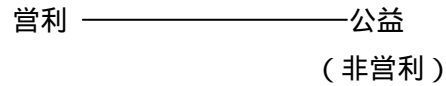


(営利と公益の関係)

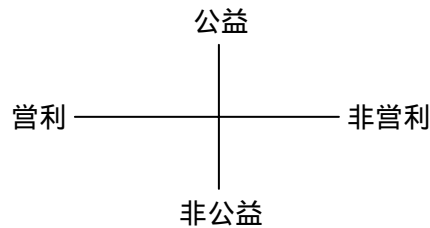
・ 非営利 = 団体や法人の得た利益を構成員に分配しないこと

・ 公益 → 4

〔一軸論〕



〔二軸論〕



2 非営利団体の層

(1) 国家と団体との関係

- ・ 国家による団体の選別
- ・ 国家による団体の利用

(2) 団体と個人との関係

- ・ 団体による個人の自由の保護
- ・ 団体による個人の自由の抑圧

(3) 基礎的な問題

- ・ 団体をまず観念する見方
- ・ 団体以前の個人をまず観念する見方

3 非営利法人の層

(1) 法人格の意義

(法人格の取得の意義)

- ・ 権利義務の帰属点となる → 自らの名で契約・登記・訴訟ができる
- ・ 法人財産の分離独立性 → 構成員の債権者は法人の財産にかかっていけない
- ・ 構成員の有限責任 → 法人の債権者は構成員の財産にかかっていけない

(2) 問題の現状

(現在広まっている法人観に対する疑問の提示)

(新たな非営利法人法制をどのように構築するか)

- ・ 営利法人との関係
- ・ 非営利法人という概念の積極的意味は何か

多様性の問題 / 限定性の問題

→ 非営利法人法制 = 純然たる財産管理のための法技術と割り切るか

= その主たる目的は「私人の公益的活動の支援」というか

4 公益性のある非営利法人の層

(1) 公益性認定の機能

- ・主務官庁の設立許可 → 法人格付与・公益性認定・租税の優遇
- ・国家による公益性認定の3つの機能 → (2)(a)(b)(c)

(2) 各機能の現状と課題

(a) 公共的な事務の分担

(2つの視点)

- ・行政法学の関心……国とその周囲の法人との切り分け
- ・公益法人をめぐる現在の議論……行政委託型公益法人に対する批判

(国とその他の組織との間での公共財の提供機能の分担)

- ・特定の行政目的を効率的に実現するための法律関係の選択
契約 / 内部組織 / 「中間組織」
- ・公共的な事務であることによる特別の規律
民主主義原理・基本権・権力分立原理による拘束とその緩和
国と私的な法主体との間の契約に行政目的が及ぼす影響
- ・公共的な事務の担い手としての公益法人の位置付け

(b) 私人の公益的活動の支援

- ・国家による公益性認定の積極的評価
寄付のための情報収集コストの縮減
事実上発生する信用付与の効果の規律
- ・国家による公益性認定に対する疑問

(c) 租税の優遇措置との連結

(優遇の根拠の説明)

- ・経済学的説明……公共的な事務の分担に対する補助金の付与 ←(2)(a)
- ・価値的説明……私人の公益活動自体の意義を評価 ←(2)(b)

(3) 新たな非営利法人制度を考える際の問題点

公益性ある法人をどの段階で区別するのか

公益性の認定基準

認定の主体

認定された法人の活動のモニタリング、公益性を維持していない法人への対応

→ 6月27日閣議決定との関係

報告の元になった原稿 「公益法人・中間法人・NPO」ジュリスト 1126号 53頁(1998)
「中間法人法の展望」法律のひろば 2001.11号 25頁(2001)
「公益法人制度の問題の構造」NBL767号 12頁(2003)